

# 宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給要綱

令和8年1月30日 宮古市告示第12号

## (目的)

第1条 この告示は、物価の高騰の影響により、経済的な負担が増加している福祉事業所等（障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所、特定教育・保育施設等をいう。）の事業者に対し、宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、当該事業者の経済的な負担を軽減し、もって当該事業者における安定的かつ継続的なサービスの提供を支援することを目的とする。

## (支給対象者)

第2条 給付金の給付対象者は、令和8年1月1日において別表に掲げる事業所を市内に有する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支給対象者としない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所事業所

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所

(3) 事業者又はその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者であると認められる事業者

(4) 過去にこの告示による給付金の支給を受けた事業者

## (給付金の額)

第3条 給付金の額は、別表事業所の欄の区分に応じ、それぞれ同表給付金の額の欄に定める額とする。

## (支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、宮古市福祉事業所等物価高騰対策給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）により、令和8年3月19日までに市長に申請しなければならない。

## (支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定したときは、宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

## (支給の取消し)

第6条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が虚偽の申請により給付金の支給の決定を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消したときは、当該給付金の支

給の決定を受けた者に対し、宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（給付金の返還）

第7条 前条第1項の規定により給付金の支給の決定を取り消された者が既に給付金の支給を受けているときは、市長の命ずるところにより、支給を受けた給付金に相当する額を返還しなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年1月30日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条関係）

	事業所	給付金の額
障害福祉サービス事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護又は同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	1事業所当たり 39,000円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所	1事業所当たり 114,000円
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する短期入所、自立生活援助、共同生活援助又は施設入所支援を行う事業所	入所定員1床当たり 13,700円
	児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う事業所	
介護サービス事業所	介護保険法第8条第1項に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション又は福祉用具貸与を行う事業所	1事業所当たり 39,000円
	介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所	
	介護保険法第8条第1項に規定する通所介護又は通所リハビリテーションを行う事業所	1事業所当たり 136,000円
	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を行う事業所	
	介護保険法第8条第1項に規定する短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業所	入所定員1床当たり 13,700円
	介護保険法第8条第14項に規定する認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

	又は地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所 介護保険法第8条第25項に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院を行う事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームを行う事業所 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を行う事業所	
特定教育・保育施設等	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所、同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所 児童福祉法第59条の2に規定する届出を行った施設（同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。） 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の分園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の分園であって、利用定員が20人未満の施設 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち利用定員が20人以上の保育所（利用定員20人以上の分園を含む。） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園で利用定員20人以上の施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により岩手県知事の認可を受けた私立幼稚園	1事業所当たり 50,000円      利用定員100人未満の施設1事業所当たり 50,000円 利用定員100人以上の施設01事業所当たり 200,000円

様式第1号（第4条関係）

（その1）

令和 年 月 日

宮古市長 あて

住所

名称

代表者職・氏名

電話番号

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。なお、給付金の支給の決定がされた場合は、給付金を指定の口座に振り込んでください。

記

1 申請額（請求額） 金 円

2 内訳

給付金単価(A)	数量(B)	小計(A)×(B)
39,000円	箇所	
114,000円	箇所	
13,700円	床	
合計		

No.	事業所名	事業所住所	事業所種別	数量
1	宮古市		箇所・床	
2	宮古市		箇所・床	
3	宮古市		箇所・床	
4	宮古市		箇所・床	
5	宮古市		個所・床	

※事業所名欄は、省略せず、所轄庁へ届けている名称を記載してください。

※事業所種別は、下表から該当する事業所種別を記載してください。

事業所種別	単価
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援	39,000円
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	114,000円
短期入所、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援	13,700円

3 給付金振込口座（申請者本人の口座に限ります。）

金融機関	口座種別（いずれかに○）
支店名	普通・当座
《カナ》	
口座名義	口座番号

4 支給対象確認

本申請書に記載の内容に虚偽はありません。

暴力団員ではありません。暴力団及び暴力団員との密接な関係もありません。

(その2)

令和 年 月 日

宮古市長 あて

住所  
名称  
代表者職・氏名  
電話番号

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。なお、給付金の支給の決定がされた場合は、給付金を指定の口座に振り込んでください。

記

1 申請額（請求額） 金 円

2 内訳

給付金単価(A)	数量(B)	小計(A)×(B)
39,000円	箇所	
136,000円	箇所	
13,700円	床	
合計		

No.	事業所名	事業所住所	事業所種別	数量
1	宮古市		箇所・床	
2	宮古市		箇所・床	
3	宮古市		箇所・床	
4	宮古市		箇所・床	
5	宮古市		個所・床	

※事業所名欄は、省略せず、所轄庁へ届けている名称を記載してください。

※事業所種別は、下表から該当する事業所種別を記載してください。

事業所種別	単価
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援	39,000円
通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	136,000円
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	13,700円

3 給付金振込口座（申請者本人の口座に限ります。）

金融機関	口座種別（いづれかに○）
支店名	普通・当座
《カナ》 口座名義	口座番号

4 支給対象確認

- 本申請書に記載の内容に虚偽はありません。  
暴力団員ではありません。暴力団及び暴力団員との密接な関係もありません。

(その3)

年 月 日

宮古市長 あて

住所

名称

代表者職・氏名

電話番号

### 宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。なお、給付金の支給の決定がされた場合は、給付金を指定の口座に振り込んでください。

記

1 申請額（請求額） 金 円

2 内訳

給付金単価(A)	数量(B)	小計(A)×(B)
50,000 円	箇所	
200,000 円	箇所	
小計		

No.	事業所名	事業所住所	事業所種別 ※A～C	利用定員	数量
1	宮古市			人	箇所
2	宮古市			人	箇所
3	宮古市			人	箇所

※事業所名欄は、省略せず、所轄庁へ届けている名称を記載してください。

※事業所種別は、下表から該当する事業所種別を記載してください。

事業所種別	単価
A 保育所(利用定員20人未満)、特定地域型保育事業所、認可外保育所	50,000 円
B 保育所、認定こども園、幼稚園のうち、利用定員が20人以上100人未満	50,000 円
C 保育所、認定こども園、幼稚園のうち、利用定員が100人以上	200,000 円

3 給付金振込口座（申請者本人の口座に限ります。）

金融機関		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通・当座
《カナ》 口座名義		口座番号

4 支給対象確認

本申請書に記載の内容に虚偽はありません。

暴力団員ではありません。暴力団及び暴力団員との密接な関係もありません。

様式第2号（第5条関係）

宮古市指令 第 号

住所  
名称  
代表者職・氏名

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金の支給について、審査の結果、下記のとおり決定したので宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 支給 ・ 不支給
- 2 支給金額 金 円
- 3 支給方法 口座払
- 4 不支給の理由

年 月 日

宮古市長

印

様式第3号（第6条関係）

宮古市指令 第 号

住所  
名称  
代表者職・氏名

宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で支給決定の通知をした宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金について、宮古市福祉事業所等物価高騰対策支援給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取消金額 金 円

年 月 日

宮古市長 印